[事案 27-104] 入院給付金支払請求

· 平成 28 年 1 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

特別条件により入院給付金等が支払われなかったことなどを理由に、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年3月に契約した医療保険について、以下の理由により、妊娠高血圧症候群による入院の給付金等を支払ってほしい。または、本契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人に勧められて、15年以上継続していた他社の医療保険を解約し、本保険を契約 したが、以前と同じ条件での見直しを依頼していたので、妊娠高血圧症候群が保障されないと分かっていたら、契約をしていなかった。
- (2) 募集人からは、特定疾病不担保の特別条件について「帝王切開と子宮内膜症については一定期間給付金が支払われない」と言われ、その2つだけが保障されないと理解した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時に、募集人は、申立人から「以前と同じ条件にしてほしい」、「妊娠高血圧症候群を保障してほしい」という要望は受けていない。
- (2) 募集人は、特別条件による不担保の対象を実際よりも限定して伝えたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

また、約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特別条件により妊娠高血圧症候群による入院等は給付金の支払対象外であることが認められ、また、申立人は特定疾病不担保の承諾書において不担保との記載がある妊娠中毒症と妊娠高血圧症候群との関係を理解しており、申立人の事情聴取によっても募集人が誤った説明をしたとまでは認められない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)募集人は、上記承諾書の作成時に、妊娠高血圧症候群が不担保となる旨を説明していなかったが、契約前に、申立人が妊娠高血圧症候群の病歴があったことを聞き、これによって新しく保険に入れるか分からないと申立人に告げていた
- (2) 本件が他社保険からの乗換契約であり、乗換前の契約では妊娠高血圧症候群が保障さ

れているのに、本契約では一定期間保障されなかったことを踏まえれば、より丁寧な説明をすべきであったといえる。